既設設備を切り替えて給水装置として

再使用する場合の確認書

福島市水道事業管理者

(申請者)住所

(所有者)氏名

申請にあたり、既設設備を直結給水装置に切替える場合、以下について承諾したことを　確認します。

1既設設備の確認

既設設備の再利用に際しては、申請者及び契約した指定給水装置工事事業者において使用 されている材料、給水器具について十分な調査を行い「給水装置の構造及び材質の基準」 (平成9年3月19日厚生省令第14号)に適合していない材料については、取り替えます。

2工事完了後の漏水、水質について

既設設備の使用による漏水事故、また既設設備に起因する水質について問題が生じた場合 は申請者の責任において解決し、上下水道局の指示に従い速やかに改善を行います。

3継承について

所有者を変更した場合は、上記第2項を継承します。